

조시현 선생님, 황호남 선생님께

저는 VAWW-NET Japan 에서 이번 법정의 조사팀에서 사업하는 김영이라고 합니다. 공화국의 박영심 할머니 피해사실 조사를 담당하고 있습니다.

오늘은 일본검사단의 가와구치 변호사의 별지 편지를 번역해서 보내드리 는 바입니다.

또한 제가 담당하는 박영심 할머니에 관한 증거일람을 같이 보내드리 겠 습니다. 아직 조사해야할 사항도 있습니다만 지금 단계에서의 일람입니다.

김부자 선생으로부터도 FAX 가 송신되었으리라 생각합니다. 같이 봐주시 도록 부탁드립니다.

여러 선생님께서는 법정까지 나머지 한달이 된 오늘 이 성공을 위하여 분투하고 계시리라 생각합니다.

일본에서도 모든 힘을 기울이고 준비를 다크치고 있습니다.

잘 부탁드립니다.

김 영

전화. 일본 0426-36-1980

팩스. 일본 0426-35-2427

(10장)

조시현 선생님, 황호남 선생님

하그에서 만뵌수 없어서 죄송합니다. 여성국제전범법정의 기소장을 기안 하신다고 매우 바쁘시리고 생각합니다.

오늘 이렇게 펜을 들게 된것은 다름아니라 여성국제전범법정의 <남북공동기소장>에 꼭 다음 자들을 기소해주시도록 부탁드립니다. 위해서입니다.

1) 송신도, 하상숙 양 할머니에 대한 가해자로서의

- ① 오카무라 테이지 (岡村寧治), ② 하타 슈로쿠 (畑俊六),
③ 미나미 지로 (南次郎), ④ 아베 노부유키 (安部信行)

2) 김복동 할머니에 대한 가해자로서의

- ⑤ 안도 리키치 (安藤利吉)

3) 박영심 할머니에 대한 가해자로서의

- ⑥ 마츠야마 유조 (松山裕三)

이들을 기소해주시도록 부탁드립니다. 또한 그 전제로서 송신도 할머니, 하상숙 할머니, 김복동 할머니, 박영심 할머니들의 피해사실을 남북의 기소장에 꼭 넣어주시기 바랍니다.

①의 오카무라 테이지, ③의 미나미 지로, ④의 아베 노부유키에 대해서는 하그회의의 시점에서 남북기소장에도 피고인으로서 나오고 있었으며 별도 김부자 선생이 팩스로 보내드리는 <중거 일람>에서도 아시다싶히 본인의 <회상록>(①)이나 조선총독부의 통첩(③,④) 등에 의하여 유죄의 입증이 충분히 가능하다고 생각합니다만 이번에 송신도 할머니와 하상숙 할머니도 법정에서 오시고 직접 증언 혹은 비디오증언을 해주시기 때문에 양 할머니의 피해사실도 꼭 기소장에 넣어 주시면 합니다.

②의 하타 슈로쿠에 대해서는 ①의 오카무라 테이지가 1938년 10월 경에 漢口 위안소 설영을 하였을 때 (당시 오카무라는 中支那方面軍 第 11 軍 사령관)의 中支那派遣軍 사령관 (즉 오카무라의 上官) 이며 오카무라와의 공모를 입증할 수 있을까 없을까 미묘한대이며 하타를 유죄로 할 수 있느냐 없느냐의 분기점입니다. 그러나 하타는 극동군사법정에서 유죄판결을 받았기 때문에 하그회의에서의 피고인 선정의 기준을 충족하다고 생각합니다.

⑤의 안도 리키치에 대해서는 김복동 할머니가 중국 廣東의 위안소에 끌려간 당시의 廣東주둔 제 21 군의 사령관이며 제 21 군 사령부 작성의 <戰時旬報>(김부자 선생 작성의 중거일람을 참조)에 廣東 부근의 위안소의 실상에 대한 기술이 있기 때문에 안도 리키치에 대해서 <should have known> 을 입증하는것은 충분히 가능하다 봅니다. 따라서 안도에 대한 피해자인 김복동 할머니의 피해사실도 꼭 남북기소장에 넣어주십시오.

⑥의 마츠야마 유조에 대해서는 박영심 할머니가 비마 라시오의 위안소

松山

에 끌려갔을 때의 라시오 주둔부대인 제 56 사단의 사단장입니다. 마츠야마에 대한 증거서류는 현재 유력한 것을 2 가지 일본측에서 재검토 중입니다. 어제톤 공화국에서 박영심 할머니가 애써 법정에 참가해주시기 때문에 박영심 할머니의 피해사실을 남북공동기소장에 써주시면 합니다.

김군자 할머니에 대한 가해자(관동군의 수뇌)에 대해서는 유감스럽습니다만 공문서도 회상록도 찾아내지 못하고 있습니다. 그러나 무라카미 사다오(村上貞夫) 씨가 센다 가코(千田夏光) 씨에게 보낸 편지(김부자 선생 작성의 증거일람 참조)는 1938~42 년 동안 관동군참모본부에 근무한 사람이 패전시에 우안부 배치표를 처분한 사실을 자백한 문서입니다. 김군자 할머니의 상세한 증언으로 동 할머니의 피해의 실태가 뚜렷이 나타나고 있음에도 불구하고 일본군의 조직적인 증거 인멸에 의하여 가해의 실태를 특정못한다는 것 자체를 일본정부의 국가책임의 근거로서 판결을 내려줄 것을 강하게 희망하는 바이므로 꼭 김군자 할머니의 피해사실도 남북공동기소장에 넣어주시시오.

일본측 검사단이 臺北회의 이전에 드린 <Indictment of Japan>, 혹은 <Factual Background to the charges against individual defendant>(양쪽 2000 년 9 월 1 일판)의 원고는 문제가 없으면 자유로히 인용하시든지 써주십시오.

2000 년 여성국제전범법정이 남북의 피해 여성들에 있어서도 정의의 실현 및 명예회복의 마당이 되기를 진심으로 바라면서 부디 일본검사단의 상기 희망을 알아주시도록 부탁드립니다.

2000 년 11 월 6 일

일본검사단 가와구치 가즈코(川口和子)

Telephone: 81-3-3281-2855

Facsimile: 81-3-3281-5265

E-mail: YZ107515@nifty.ne.jp

Kazuko Kawaguchi (川口和子), Esq.

Shiro-Inoue Law Office

November 6, 2000

趙時顯先生、黃虎男先生：

ハーグでお目にかかることができず、残念でした。女性国際戦犯法廷の起訴状の起案で、お忙しい日々を送っておられることと思います。

さて、今日筆を執らせていただいたのは、ほかでもない、女性国際戦犯法廷の南北朝鮮の起訴状の中で、是非とも

- (1) 宋神道、河床淑両ハルモニに対する加害者としての
 - ①岡村寧次、②畑俊六、③南次郎、④阿部信行
- (2) 金福童ハルモニに対する加害者としての
 - ⑤安藤利吉
- (3) 朴永心ハルモニに対する加害者としての
 - ⑥松山祐三

を起訴していただきたく、また、その前提として宋神道、河床淑、金福童、朴永心各ハルモニの被害事実を南北朝鮮の起訴状に入れていただけるようお願いしたいからです。

①の岡村寧次、③の南次郎、④の阿部信行については、ハーグ会議の時点での南北朝鮮起訴状にも被告人として挙がっており、別途金富子さんからFAXでお送りする「証拠一覧」からお分かり頂けるように、本人自身の回想録なり(①)、朝鮮総督府が通牒なり(③④)によって、有罪の立証が十分できると考えますが、せっかく宋神道、河床淑両ハルモニが法廷で生の証言またはビデオ証言をして下さるのですから、是非とも両ハルモニの被害事実を起訴状に入れていただきたいと思います。

②の畑俊六については、①の岡村寧次が1938年10月ころに漢口慰安所の設営を行ったとき(当時岡村は中支那方面軍第11軍司令官)の中支那派遣軍司令官(つまり岡村にとっては上官)であり、岡村との共謀の立証ができるか否かが畑を有罪とできるか否かの分かれ目です。しかし、畑俊六は極東軍事法廷で有罪判決を受けていますので、ハーグ会議での被告人選定の基準は充たしていると思います。

⑤の安藤利吉については、金福童ハルモニが中国広東の慰安所に置かれていた当時の広東駐留の第21軍の司令官であり、第21軍司令部作成の「戦時旬

報」(金富子さん作成の証拠一覧をご参照下さい)に広東付近の慰安所の実状についての記述があるため、安藤利吉について "should have known" を立証するには十分だと思います。したがって、安藤にとっての被害者である金福重ハルモニの被害事実も、是非南北朝鮮の起訴状に入れて下さい。

⑥の松山祐三については、朴永心ハルモニがビルマ・ラシオの慰安所に入られていた時点でのラシオ駐留部隊である第56師団の師団長です。松山についての書証(証拠書類)については、有力なものの2点を現在日本側で再検討中です。いずれにせよ、共和国からせつかく朴永心ハルモニが法廷に参加して下さいののですから、朴永心ハルモニの被害事実を南北朝鮮の起訴状に書いていただきたいと思います。

なお、金君子ハルモニに対する加害者(関東軍の首脳)については、残念ながら公文書も回想録も十分には見つかりません。しかし、村上貞夫氏から千田夏光氏への手紙(金富子さん作成の証拠一覧をご参照)は、1938~42年の間関東軍参謀本部に勤務した人が、敗戦時に「慰安婦」配置表を処分した事実を自白する文書です。金君子ハルモニの詳細な証言で、同ハルモニの被害の実態がはっきりしているにも関わらず、日本軍の組織的な証拠湮滅により加害の実態を特定できないこと自体を、日本政府の国家責任の根拠として判決に書いてもらいたいと強く希望しますので、是非、金君子ハルモニの被害事実も南北朝鮮の起訴状に入れて下さい。

なお、日本検事団が台北会議前にお配りした "Indictment of Japan" または "Factual background to the charges against individual defendant" (いずれも2000年9月1日版)の原稿は、お差し支えなければ、お好きなように引用するなり切り貼りするなりして下さい結構です。

2000年女性国際戦犯法廷が、朝鮮民族の被害女性たちにとっても正義の実現及び名誉回復の場となりますよう、日本検事団の上記のような希望をお聞き届け下さい。よろしくお願いします。

2000年11月6日

日本検事団

W 12 70



朴永心 (PAK Yung Sim) のケース (朝鮮)

1. 文書

文書の題名 : 『従軍慰安婦と 15 年戦争』 明石書店

文書の作成者 : 西野瑠美子

文書の作成年月日 : 1993 年

文書の性格 : 被害者朴永心は 1938 年から約 4 年間南京で「慰安婦」を強要されたあと上海からシンガポールを経てラングーンまで連れて行かれ、そこからさらにビルマ内部のラシオへ連れて行かれて「慰安婦」を強要されたが、この時の「慰安婦」輸送に軍が関与したことを示唆する証言。同年に同じ航路でラシオまで行った、当時同地で慰安所を運営していた香月久治(かづききゅうじ)は、この「慰安婦」輸送に軍が関与していたことと、ラングーンでは後方参謀が「慰安婦」の各部隊への配属を担当したことを証言している。

該当部分の位置 : 100~101 頁

該当部分 (別紙添付) の引用 : 別紙コピー

以上にまちがいのないことを、宣誓の上、供述いたします。

2000年10月 日

宣誓者 西野瑠美子

2. 文書

文書の題名 : 「心理戦 尋問報告 第二号 東南アジア翻訳尋問センター 1994.11.30」

文書の作成者 :

文書の作成年月日 : 1992 年

文書の性格 : 朝鮮半島の釜山を出航し台湾とシンガポールに寄港しラングーンまで「慰安婦」を輸送した際の軍の関与を示す証言。

該当部分の位置 : 頁

該当部分 (別紙添付) の引用 : 別紙コピー (原文は英文)

以上にまちがいのないことを、宣誓の上、供述いたします。

2000年10月14日

宣誓者 金 榮

3. 文書

文書の題名：『ビルマ・インド・タイ戦没者遺骨収集の記録 勇士はここに眠れるか』全
ビルマ戦友団体連絡協議会

文書の作成者・性格：「勇士はここに眠れるか」編集委員会

文書の作成年月日：1980年

文書の性格・被害者朴永心がビルマのラシオと拉孟の慰安所に行かされた時のビルマ市
面軍の指揮命令系統図。

該当部分の位置：33頁

該当部分（別紙添付）の引用：別紙コピー

以上にまちがいのないことを、宣誓の上、供述いたします。

2000年10月14日

宣誓者 金 栄

4. 文書

文書の題名：『拉孟』昭和出版

文書の作成者・性格：太田毅

文書の作成年月日：1984年

文書の性格：被害者朴永心が入れられたビルマ・拉孟の慰安所は第56師団本部の指示を
受けて設立したことを示す証言。証言者は当時の拉孟守備隊長であった松井秀
治大佐。

該当部分の位置：121—122頁

該当部分（別紙添付）の引用：別紙コピー

以上にまちがいのないことを、宣誓の上、供述いたします。

2000年10月14日

宣誓者 金 栄

5. 文書

文書の題名：写真 1、2

文書の作成者：米国立公文書館Ⅱ所蔵

文書の作成年月日：

文書の性格：ビルマの最前線であった拉孟で捕虜になった4人の「慰安婦」の写真。「写真 1」の右端の妊婦が被害者朴永心である。二枚とも米軍によって撮られ写真説明が記されているが、「写真 1」は撮影が 1944 年 9 月 3 日で彼女らは「日本人女性」とある。しかし、同年 9 月 8 日撮影で同じ女性が尋問を受けている「写真 2」は「朝鮮人女性」とあるとある。「写真 1」が撮影された時点では、日本軍とともにいた女性であるため、米軍側は日本人女性と思い込んでいたと思われる。ここでいう「松山」とは拉孟の中国側の呼称である。

該当部分の位置：

該当部分（別紙添付）の引用：別紙、写真及びキャプションコピー（英文）

以上にまちがいのないことを、宣誓の上、供述いたします。

2000年10月14日

宣誓者 金 榮

6. 文書

文書の題名：新聞「ROUNDUP」

文書の作成者：

文書の作成年月日：1944 年 11 月 30 日

文書の性格：中国軍によって捕虜になり、昆明の収容所に送られた朝鮮人「慰安婦」の存在について。9 月 3 日に松山（拉孟）で発見された4人という点が、「写真 1」の4人の女性と一致することから、「写真 1」はやはり日本人女性ではなく朝鮮人女性であることが明らかになる。

該当部分の位置：

該当部分（別紙添付）の引用：別紙コピー（英文）

以上にまちがいのないことを、宣誓の上、供述いたします。

2000年10月14日

宣誓者 金 榮

8

3

7. 文書

文書の題名：『拉孟』昭和出版

文書の作成者・性格：太田毅

文書の作成年月日：1984年

文書の性格：「若春」と呼ばれていた朝鮮人「慰安婦」が朴永心さんであるとかかれてい
る文書。

該当部分の位置：271頁

該当部分（別紙添付）の引用：

「朝鮮人慰安婦のうち〈若春〉という二十二歳の娘は、本名を朴永心といい、歌の
うまい勝気な感じの良い女であったが、谷軍曹の天幕を訪ねては洗濯物など引き受
けてくれた。だから今でも当時の仲間は、若春を谷軍曹の女だという」

以上にまちがいのないことを、宣誓の上、供述いたします。

2000年10月14日

宣誓者 金 栄

1. 供述

供述者の氏名：金 栄

供述者の身分：VAWW-NET Japan 調査チーム・被害者朴永心ケース担当。

供述の日時：2000年10月

供述の場所：

聴取者の氏名：

供述の内容：「写真1」の右端の妊婦の女性は朴永心であることを立証する。

①被害者朴永心はビルマのラシオに送られて以来「若春」という「慰安婦」名で呼ばれていたと述べているが、朴永心が名乗り出るよりまえの1984年に出版された『拉孟』の271頁にも、元軍人の証言に基づいた記述として「若春」の本名は「朴永心」であると書かれている。

②早見正則は西野瑠美子著『従軍慰安婦と15年戦争』の129頁にあるように「写真1」の妊婦の女性は「若春」であると証言している。

③被害者本人が「写真1」の妊婦は本人であることを確認した。

2. 供述

供述者の氏名：松下雄一

供述者の身分：第56師団輜重隊

供述の日時：2000年8月23日 午後1時～3時

供述の場所：北九州市門司区恒見町16-5 自宅にて

聴取者の氏名：金 栄、青野恵美子

供述の内容

ラシオにいた時、輜重隊自動車部隊だったので、慰安婦をメイミョーまで運んだことがある。朝鮮人慰安婦二人だった。慰安婦輸送の仕事も輜重隊の仕事だった。

3. 供述

供述者の氏名：朴永心

供述者の身分：中国の南京、ビルマのラシオ、拉孟で慰安婦を強要された被害者

供述の日時：2000年8月24日～25日

供述の場所：朝鮮民主主義人民共和国 平壤

聴取者の氏名：西野瑠美子

供述の内容

①写真の妊婦の女性が本人であると確認。

②「トラックの荷台に乗せられ松山まで連れていかれました。トラックには軍人も一緒に乗っていた。その軍人は見張り役。トラックを運転していたのも軍人。経営者は一緒ではなかった。」